

平成 27 年 1 月 川棚町議会臨時会会議録 (第 1 日目)

平成 27 年 1 月 30 日 金曜日 (午後 1 時 30 分開会)

出席議員 (15 人)

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 徳
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
7 番	田 崎	一 幸
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

欠席議員 (1 人)

1 0 番	朝 長	敏
-------	-----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長 国体推進室長兼	大川	豊	文
企画財政課参事	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長 産業振興課長	山中	美由	紀
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成26年度川棚町一般会計補正予算（第7回）

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成27年1月川棚町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び田口一信議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

議 長 次に、日程第3、議案第1号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様こんにちは。本日ここに、平成27年川棚町議会1月臨時会を召集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席いただき、定刻開会をいただき誠にありがとうございます。

本臨時会での行政からの提出議案は一般会計補正予算の1件でございます。

それでは、さっそく議案第1号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ723万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億846万2千円にしようとするもので

あります。補正の内容についてであります。町が支払った個人事業主への支出において、1件の個人事業者について所得税の源泉徴収の必要がない法人であると誤認していたことにより、源泉所得税の徴収漏れがあったことが判明したため、本来、個人事業者から源泉徴収し、税務署へ納付すべきだった所得税と、それに係る不納付加算税、延滞税を納付する必要性が生じたためであります。この件につきましては、1月22日の全員協議会において、副町長と会計課長から説明をさせていただいたとおりであります。長期間にわたり、不適切な事務処理を行ってきており、町議会及び町民皆様に大変ご迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げる次第でございます。今後、このようなことがないように努めてまいる所存であります。なお、補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

企画財政課長 それでは事項別明細書によりご説明いたします。歳入からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入19款諸収入、4項5目雑入、細目は所得税還付納付金として、2節雑入に723万2千円を計上しております。これは、先ほど町長が説明しましたように、本来、源泉徴収をすべきであった所得税について、当該事業者から町に納付をいただくものでございます。次に、歳出についてご説明いたします。次のページをお開きください。

2款総務費、1項4目会計管理費におきまして、22節に793万5千円を計上しております。内訳としましては、先ほど歳入で説明しました源泉徴収の所得税額723万1,967円、そして延滞税30万3,900円、さらに不納付加算税39万9千円、これを合計したものでございます。次のページをお開きください。

14款予備費でございます。これは歳入歳出の見合いを予備費において調整をしております。70万3千円の減としております。

以上が、平成26年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。

12番田口 先般の全員協議会でも説明を受けましたので、だいたいの状況は分かっておりますのですが、1点お聞きしたいのは、ただいま説明にあり

ました延滞税及び不納付加算税の70万円3千円の部分についてですけど、結局ですね、個人事業主はきちんと毎年確定申告をして、税金は納めている状態であったというふうに理解をしておるわけなので、その税金がきちんと納められておった状態にもかかわらず、延滞税及び不納付加算税をとるということは、税務署としては取り過ぎじゃないのということが考えられるんですけども、それについてはどのような考えとか、説明とかあったんでしょうか。

町長 ただいまの質問の件については、副町長と会計課長が税務署と協議をしておりますので、会計課長から答弁をさせます。

会計課長 私の方からお答えをいたします。年末に副町長と2人、税務署の方に今回の徴収漏れがあったということで、報告に行っております。その中で、先ほど、ご質問がございました延滞税、それと不納付加算税についての取り扱いでございますが、本来は各年毎にそれぞれの納期限というものがありますが、その分を今現在、納付をしていないということでございますので、その分に係る延滞税、それと不納付加算税を自主申告ということで、延滞税については各納期限から1年、それぞれの年によって税率は異なりますが、それぞれの税率で計算をした金額そのものと、あと不納付加算税を納めていただくということの説明を受けております。以上です。

副町長 ちょっと補足説明をさせていただきます。川棚町は、特別徴収義務者でございます。特別徴収の義務者ということで、毎回支払う委託なら委託料から、税率をかけた税を差し引いて、それを税務署に納付しなければならないという義務がございます。いわゆる、その義務を怠っていたと。個人さんについては、当然、毎年の所得税の申告はされておりますが、特別徴収義務者としての義務は果たしていないというふうなことで、その分について、延滞税、不納付加算税が付くということになっておるわけでございます。

12番田口 そうしますとですね、こういうふうに考えればいいんですかね。税金は、まだ納付されていないと、今現在。納付されていないと。ただ個人事業主は、なぜだか知らないけれども、たくさんのお金を税務署に納めてしまっているというふうに考えればよいということですかね。

会計課長 お答えいたします。先ほど、副町長が申しましたように、町としてそれぞれの各年毎に源泉徴収をしていなかったということでございまし

て、個人さんについては、それぞれの各年度で確定申告はされて納めておられますが、特別徴収義務者が徴収をすべき税額が先般、資料を数字的なものをお渡しをいたしました、その分は、あくまでも特別徴収義務者が徴収をして税務署に納めてくださいということでございます。

1 2 番田口 ですので、まだ税金が納まっていないという状況っていうふう
に思うしかないですよ。そしたら、税務署は各年度ですよ、その本人が
確定申告の書類を出されたときに、なぜその源泉徴収がされていないよとい
うことに、なぜ気がつかなかったんでしょうね。税務署は。ここで聞いても
しょうがないかと思えますけれども、本当ならば、平成22年とかの確定申
告の段階で源泉徴収がされていないということが、当然、税務署側が把握し
て当然だったのではないかと思えますけれども、そこらへんはどうなんでし
ょうか。

会 計 課 長 税務署にはそういう確認もいたしておりませんので、また、税
務署のことでございますので、ちょっとお答えのしようがございません。

6 番 毛 利 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、今回、対象となる源泉
税ですね、過去5年間なのかなと思うんですけれども、実際は、それ以前も
そういった徴収漏れという状況が続いていたのかなということを考えるわけ
ですけれども、実際にその5年間、それ以前、何年間ぐらい、要は徴収漏れ
という状況が続いていたのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいんですが。

町 長 お答えします。当該、個人事業者とは、平成15年度から取引
が始まっておりまして、詳しくは会計課長の方で把握しておりますので、詳
細に必要であればお答えしますが、15年度から始まっております。以上で
す。

6 番 毛 利 約10年以上あったのかなと思えますけれども、人のすること
ですから、当然、間違いはあるわけで、今後ですね、こういった徴収漏れが
起こらないように再発防止を含めた考えと言いますか、庁内、横の連携であ
るとか、情報交換であるとか、そういった再発防止に努めるお考えはあるの
かどうか。こういったことを考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

町 長 お答えします。先ほども言いましたように、平成15年度の時
点で、当時の職員が誤ってフラッグを法人に立ててしまったということが発
端だろうと思うわけですね。そこで、こういったことにつきましては、今回

も不納付加算税とか、あるいは延滞税につきましては、町に、あるいは町民皆様方に損害を与えておりますので、まず職員の処分をする必要があるんじゃないかということで、実は、町の方では、職員の懲戒処分の基準に関する規則を定めておりますので、これに照らし合わせて検討したわけでございますが、当時の職員も当然、もう辞めておりますし、町長も変わっております。したがって、そういった場合の処分の方法というのが、非常に難しいわけですね。一つは、処分の対象になるのかどうかという判断もあるわけですが、まずは、故意で無いこと、それから重大な過失でないこと、ということは明らかでございますので、この当該職員に対しての懲戒処分については、あまり適切な対処ではないだろうと。こう判断いたしました。そこで、議員がおっしゃるように、今後こういったことがないように、どう構築していくかということが一番重要になるわけですが、まずはマニュアルを策定いたしまして、こういう場合には、今回のような間違いが起こらないような、そういった事務処理をするためのマニュアルを策定したいと、こう考えております。

そして、このことにつきましては、全職員がそうあるべきだということで考えておまして、今回は全職員に対して今回の経過を詳しく報告し、そして今後こういったことがないようにということで文書を持って職員に周知をしたいと考えておまして、今準備をしているところでございます。

4 番 堀 田 この問題は全国的に起こっておりますですね、町長の行政報告の中でも、12月議会の中でも川棚町はこういったことは起こっていないというふうに話をされました。西日本新聞の昨年12月25日の長崎県内のそういった状況をしている中で、時津町、川棚町、小値賀町が、そのときは源泉徴収漏れがないというふうな報告がなされていたわけですね。こういった徴収漏れがないというところと、今現在、川棚町はありますけれども、他の二町あたりと、それからこういった源泉漏れがあったというところですね、できているところとできていないところ、その要因というのは、何だとお考えでしょうか。

町 長 お答えします。この件につきましては、一つは個人事業者に事業を発注して委託料を払う場合には、源泉所得税を徴収して、そして税務署へ納めるという認識があったかどうかという問題が一つあるわけですね。そ

れがなく、源泉徴収ができていなかったというケースと、今回、川棚町の場合は、当然、それは認識しておったけれども、当該事業者を法人と勘違いしてしまっておったということでございますので、それぞれ他町は、あるいは他市町は状況は異なるのではないかと思います。ただ、税務署が調査したのは、源泉徴収義務者でありながら、それを怠っているのではないかとということに鑑みて調査がされておりますので、前者の方での、いわゆる滞納だったのではないかとというふうに私は判断しております。

それから他町のことについては調査をいたしておりません。

5 番 三 岳 今回の堀田議員の質問に関連するかと思うんですが、町長は行政報告の中で、先ほど堀田議員が述べられたように、本町では「ない」ということをはっきり、こうおっしゃったわけですね。そして先般の全員協議会においてですね、「ありました」ということで説明を受けたわけですが、実際に事案というのが、分かったのはいつの時点だったのかですね。そのことについてはですね、確定はしなくても、先ほどは町長の説明では12月、年末とおっしゃったですかね、税務署との打ち合わせをやりましたということだったから、それ以前かなと思うんですが、例えば、これが12月の定例会の会期中であればですね、こういう事案についてはですよ、議会に対して説明をすべきではなかったのかなと、私は今そういうふうに思っているわけです。ということで、結果的には70万円ほどの町に対する損失が発生するという捉え方でいいのかなと思います。このことについてはですね、町民にきちんと説明をする必要があるというふうに私も思っておりますので、その点、発見からですね、現在に至るまでの経過、そのいろいろ事務的な手続きがあるかと思いますが、その中でですね、議会への報告というのが今になったということについてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

町 長 お答えします。今回の件が判明したのがですね、12月17日ぐらいじゃなかったかと思います。その後、そういったフラグの立て方に誤りがなかったのかどうか、もう一度調査をして、そして過去にさかのぼって調査をするように命じて、その後、時間が経過しておりますので、会期中には皆様方に報告することができなかったというのが実情でございます。それから、町民に経過等を知らせるべきじゃないかということのご意見がありま

したけれども、これについては、議会の方でご決定をいただくわけでございますので、必ずしもそれを町民に伝えるということについては、現時点ではそう思っておりませんが、必要があれば検討したいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第1号「平成26年度川棚町一般関係補正予算（第7回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:59)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。川棚町議会会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他の整理を要するものがあつた場合は、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これを持ちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年1月川棚町議会臨時会を閉会いたします。
ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 0 0)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____